

広島県告示第千三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市佐伯区五日市町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	
下河内二二七五（〇五七〇）	急傾斜地の崩壊	下河内二二七五（〇五七〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
下河内（〇五七〇）	急傾斜地の崩壊	下河内二二七五（〇五七〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
下河内一〇七（〇五七二）	急傾斜地の崩壊	下河内一〇七（〇五七二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
下河内五八八（〇五七一）	急傾斜地の崩壊	下河内五八八（〇五七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
下河内六〇八（〇五七一）	急傾斜地の崩壊	下河内六〇八（〇五七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
上河内（〇五七三）	急傾斜地の崩壊	上河内（〇五七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
上河内（〇五七四）	急傾斜地の崩壊	上河内（〇五七四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
下河内（〇五七五）	急傾斜地の崩壊	下河内（〇五七五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
上河内一〇〇〇八一（〇五七一六）	急傾斜地の崩壊	上河内一〇〇〇八一（〇五七一六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
上河内九九八七（〇五七一七）	急傾斜地の崩壊	上河内九九八七（〇五七一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

下河内(〇五 七一八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(〇五 七一八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(〇五 七一九)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(〇五 七一九)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(一三七 〇一〇六 五三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(一三七 〇一〇六 五三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(一三三 八二〇三 八四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(一三三 八二〇三 八四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(〇三 八四一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(〇三 八四一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(〇三 八四一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(〇三 八四一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(一三八 四二四三 五五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(一三八 四二四三 五五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五三)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五四)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五六)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五六)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五八)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(四三 五五九)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(四三 五五九)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下河内(一四 七〇五二七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	下河内(一四 七〇五二七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり

八幡川支川（ 五〇〇八隣 d）	土石流	次の図のとおり	八幡川支川（ 五〇〇八隣 d）	土石流	次の図のとおり
八幡川支川（ 五〇〇八隣 e）	土石流	次の図のとおり	八幡川支川（ 五〇〇八隣 e）	土石流	次の図のとおり
八幡川支川（ 五〇〇七）	土石流	次の図のとおり	八幡川支川（ 五〇〇七）	土石流	次の図のとおり
八幡川支川（ 五〇〇九b）	土石流	次の図のとおり	八幡川支川（ 五〇〇九b）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。